

薄葉 始 (少年補導協会員)
内藤重治 (〃)

小平正一 (子供育成会会長)

真船貞夫 (矢中PTA会長)
水戸政治 (青少年指導協力員)

塩田嘉代治 (防犯連絡所)

▽監事
武藤祐 (東邦銀行支店長)

四八〇 [昭和二〇年矢吹町国民健康保険組合決算]
(表紙)

▽幹事
岩谷義夫 (白河農協事業所長)
(三神)

昭和二十年度決算書

▽幹事
吉田又市 (矢吹派出所主任)

矢吹町国民健康保険組合

加藤政義 (住民課長)

議案第二号

なお事務局は役場住民課にありますので、入会を希望される方は申し込んでください。この会の趣旨に賛同される方なら誰でも入会できます。

[昭49 8・1 「広報やぶき」抜粋]

収入

一金二万五千三百七十八円六十八銭也 収入決算高
支
出

一金二万二千四百五十四円五十三銭也 支出決算高

収入支出差引残

残金二千九百二十四円十五銭也

昭和二十一年六月二十九日提出

矢吹町国民健康保険組合理事長 大木代吉

3 保 健

(1) 保 健

収入決算説明

九五·〇〇

一
七
三
△
△

三三
00
00
—
總
—

三・二八二円八六錢充当
三・一八三円八五錢充当
合議員費用弁償額

四・一・一△100円充当

器具薬品代
被呆瘍者ノ幹旋薬品費
二六・三
二〇・〇〇

準備金ニ利子繰入

議案第三号

昭和二十年度矢吹町国民健康保険組合収入支出

残金处分案

一收支殘金二千九百二十四円十五錢也

分
处

一法定準備金五百二十二円二十四錢也

(本年度保險給付費、百分ノ五)

議案第四号

昭和二十一年六月二十九日提出

一翌年度繰越金 二千四百一円九十一錢也

右昭和二十一年六月二十九日 組合会議ニ於テ議決ス
矢吹町国民健康保険組合 理事長 大木代吉

矢吹町国民健康保険組合 理事長 大木代吉

議案第四号

一時借入金

一、借入金額 金五千円也

利率百円二付田歩一錢五厘以内

三 借入先 東邦銀行又ハ農業

四 週游期日 暈和二十二年十二月二十日

中町 渡辺芳正家文書

四八一 [昭和二一年矢吹町国民健康保険組合予算]

(表組)

昭和二十一年度収入支出予算書

矢吹町国民健康保険組合

收入

科	一、国民健康保険収入	一、保	二、一部負担金	三、過怠金
目	料		金	
説明種目		一、保	一部負担金	
予算年額度	四、三〇	三、六〇	三、六〇	五、六〇
予前年額度	四、三五	三、六四	三、六四	六、七七
比較	三、〇五	二、〇五	二、〇五	一、九〇
附記	組合員一人当平均四円五錢	療養給付費ノ五割		

828

理事長 仲西三良

福島県西白河郡矢吹町国民健康保険組合

昭和二十一年四月 田嶽出

収入支出差引残金ナシ

一金七万五千八百六十一甲也

一金七万五千八百六十円也
收入予算高

收入
收

△印八減

保健婦月給二名分

旅費六三〇円、手当九三〇円、賞与三〇円

陽子ダメ田、天然痘二〇〇田、赤痢二〇〇田、

検査費三五〇円、保護費一〇〇円、検査用紙五〇円

消毒藥品器具及衛生材料等購入
被保險者^{（旋）}幹施藥品費

準備金利子繰入

一般負担金五〇円、診療報酬(ママ)診査会費三〇円

支 出 合 計	一、予 備 費	七、予 備 費
被保險者一人當平均年額	四十二円五十錢	昭和二十一年度矢吹町國民健康保險組合保險料算定ノ基礎
組合員數	四十二人	第一級
保險料年額	四十二円	第二級
等級	第一級	第三級
組合員數	三十一人	第四級
保險料年額	三十一円	第五級
等級	第二級	第六級
組合員數	二十九人	第七級
保險料年額	二十九円	第八級
等級	第三級	第九級
組合員數	二十八人	第十級
保險料年額	二十八円	第十一級
等級	第四級	第十二級
組合員數	二十七人	第十三級
保險料年額	二十七円	第十四級
等級	第五級	第十五級
組合員數	二十六人	第十六級
保險料年額	二十六円	第十七級
等級	第六級	第十八級
組合員數	二十五人	第十九級
保險料年額	二十五円	第二十級
等級	第七級	第二十一級
組合員數	二十四人	第二十二級
保險料年額	二十四円	第二十三級
等級	第八級	第二十四級
組合員數	二十三人	第二十五級
保險料年額	二十三円	第二十六級
等級	第九級	第二十七級
組合員數	二十二人	第二十八級
保險料年額	二十二円	第二十九級
等級	第十級	第三十級
組合員數	二十一人	第三十一級
保險料年額	二十一円	第三十二級
等級	第十一級	第三十三級
組合員數	二十人	第三十四級
保險料年額	二十円	第三十五級
等級	第十二級	第三十六級
組合員數	十九人	第三十七級
保險料年額	十九円	第三十八級
等級	第十三級	第三十九級
組合員數	十八人	第四十級
保險料年額	十八円	第四十一級
等級	第十四級	第四十二級
組合員數	十七人	第四十三級
保險料年額	十七円	第四十四級
等級	第十五級	第四十五級
組合員數	十六人	第四十六級
保險料年額	十六円	第四十七級
等級	第十六級	第四十八級
組合員數	十五人	第四十九級
保險料年額	十五円	第五十級
等級	第十七級	第五十一級
組合員數	十四人	第五十二級
保險料年額	十四円	第五十三級
等級	第十八級	第五十四級
組合員數	十三人	第五十五級
保險料年額	十三円	第五十六級
等級	第十九級	第五十七級
組合員數	十二人	第五十八級
保險料年額	十二円	第五十九級
等級	第二十級	第六十級
組合員數	十一人	第六十一級
保險料年額	十一円	第六十二級
等級	第二十一級	第六十三級
組合員數	十人	第六十四級
保險料年額	十円	第六十五級
等級	第二十二級	第六十六級
組合員數	九人	第六十七級
保險料年額	九円	第六十八級
等級	第二十三級	第六十九級
組合員數	八人	第七十級
保險料年額	八円	第七十一級
等級	第二十四級	第七十二級
組合員數	七人	第七十三級
保險料年額	七円	第七十四級
等級	第二十五級	第七十五級
組合員數	六人	第七十六級
保險料年額	六円	第七十七級
等級	第二十六級	第七十八級
組合員數	五人	第七十九級
保險料年額	五円	第八十級
等級	第二十七級	第八十一級
組合員數	四人	第八十二級
保險料年額	四円	第八十三級
等級	第二十八級	第八十四級
組合員數	三人	第八十五級
保險料年額	三円	第八十六級
等級	第二十九級	第八十七級
組合員數	二人	第八十八級
保險料年額	二円	第八十九級
等級	第三十級	第九十級
組合員數	一人	第九十一級
保險料年額	一円	第九十二級

二、組合員保險料負担額表

昭和二十一年度矢吹町國民健康保險組合保險料算定ノ基礎
一、保険料 組合員一人當平均年額 四十二円五十錢
被保險者一人當平均年額 七円七十六錢

昭和二十一年度矢吹町國民健康保險組合保險料算出順序

一、組合員數一〇〇四人 被保險者數五、四二四人

二、被保險者一人當療養給付費年額 八円

三、被保險者一人當療養費年額 八十錢

四、助產給付費一件當三十円 哺育手當一件當十円

五、被保險者一年間ニ於ケル出生率千人ニ対スル三十人

六、療養給付費一部負担金ノ割合五割

七、国庫補助金被保險者一人當年額一円三十五錢

八、平均保險料ノ算出順序

療養給付費年額＝被保險者一人當療養給付費年額×被保險者數

八円〇〇×五、四二四人

療養費年額＝被保險者ノ一人當療養費年額×被保險者

四、三九円〇〇

助產給付費年額＝分娩一件當給付費×被保險者數×一年間出生率

四、六〇×五、四二四人

一、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
二、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
三、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
四、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
五、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
六、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
七、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
八、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
九、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
十、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
十一、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
十二、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
十三、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
十四、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
十五、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
十六、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
十七、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
十八、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
十九、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
二十、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
二十一、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
二十二、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
二十三、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
二十四、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
二十五、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
二十六、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
二十七、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
二十八、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
二十九、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
三十、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
三十一、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
三十二、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
三十三、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
三十四、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
三十五、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
三十六、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
三十七、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
三十八、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
三十九、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
四十、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
四十一、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
四十二、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
四十三、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
四十四、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
四十五、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
四十六、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
四十七、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
四十八、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
四十九、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
五十、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
五十一、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
五十二、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
五十三、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
五十四、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
五十五、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
五十六、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
五十七、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
五十八、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
五十九、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
六十、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
六十一、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
六十二、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
六十三、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
六十四、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
六十五、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
六十六、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
六十七、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
六十八、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
六十九、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
七十、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
七十一、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
七十二、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
七十三、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
七十四、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
七十五、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
七十六、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
七十七、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
七十八、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
七十九、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
八十、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
八十一、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
八十二、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
八十三、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
八十四、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
八十五、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
八十六、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
八十七、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
八十八、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
八十九、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
九十、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
九十一、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
九十二、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
九十三、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
九十四、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
九十五、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
九十六、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
九十七、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
九十八、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
九十九、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇
一百、予 備 費	一、五〇〇	一、五〇〇

矢吹町長 大木代吉

〔町有 昭21「矢吹町会議録」抜粋〕

合として設立された。國から一定の補助を受けて出発したもの、広く住民にその趣旨が理解されず反対者や保険料の滞納などがあり容易でなかった。その後戦争が烈しくなり有名無実のようになり実際活動は一時休止した。

戦後、再出発を計り事務所を矢吹町西側、石井宅（現在中町橋本青果店）に借り、趣旨の普及宣伝と会員の加入促進、保険料会計事務と多忙を極め、その上保健婦による会員の健康管理までやった。規約により理事長は町長が推戴されていたが、理事・監事は組合員の中から選出された。この組合は現行制度ができるまで任意団体として続く。（戦後再建に努力された、中町専任書記渡辺芳正氏談）

四八三〔昭和二一年矢吹町隔離病舎廃止に伴う伝染病発生時の措置〕

議案第二十八号

矢吹町隔離病舎廃止に伴ふ伝染病発生時の措置
に関する件

本町内に伝染病発生したる時は公立岩瀬病院隔離病舎を利用するは勿論隔離病舎買受人へ左記条件を以て払下致すべきに付隨時入院加療可能にして患者に対し毫も不都合なきを期するものとする

記

隔離病舎買受人 矢吹町大字矢吹字西宅地九番地

医師 会田宗太郎

伝染病患者の収容上適當なる設備をする
病室は現在の隔離病舎と同室数のものを建設する

矢吹町に伝染病患者発生し隔離の必要ありたる時は優先的に収容する
為町の隔離病舎は事実上永年に涉り使用せず屋根をはじめ建物の内外著しく腐朽し隔離病舎の位置(ママ)を失し現在は勿論将来とも使用するもの無い

昭和二十一年七月二十五日提出

矢吹町長 大木代吉

するもの無い

四八二〔昭和二一年矢吹町隔離病舎廃止〕

議案第二十六号

矢吹町隔離病舎廃止の件

明治三十七年八月より設置しありたる隔離病舎は左の理由により之を廃止する

記

本町は義に公立岩瀬病院の組合町村中に加入し町内に発生せし伝染病患者は直に同病院の完備せる伝染病室に入院加療しつつある

為町の隔離病舎は事実上永年に涉り使用せず屋根をはじめ建物の内外著しく腐朽し隔離病舎の位置(ママ)を失し現在は勿論将来とも使用するもの無い

二、名称及構造

矢吹伝染病隔離病舎 木造平屋建二百坪

健康部（医務室 調剤室 宿直員室 小使室 賄室 浴場 便

議案第二十号

矢吹伝染病隔離病舎建築の件

右隔離病舎次の通り建築するものとする

昭和二十九年三月十二日提出

矢吹町長 野木忠房

一、建築を必要とする理由

1 昭和二十一年六月県の許可するにより町営の伝染病隔離病

舎を廃止しこの隔離病舎建物を町開業医に売却したがその条

件として町内に患者発生し隔離の必要ある場合は優先取容可

能となつて居るが移築された建物は現在特殊病院にて入院者

が希望しない公立岩瀬病院や白河厚生病院の利用も遠隔の地

にて不便である。

2 最近交通の頻繁に伴い町内に伝染病保菌者が今後多数とな

る。

3 矢吹原開拓事業の完成後は上流からの汚水等により爆発的

に多数の患者発生の場合速くなる収容困難である。

以上の理由により不慮の災害発生に際し最少限度に防止せんとする。

三、工事費及財源
金六百万円

内

県補助金三百万円

大蔵省預金部借入金三百万円

四、工事施行の時期

昭和二十九年度

五、工事施行の方法

競争入札又は随意契約

但し県衛生部の指揮による

附帯決議

起債及県補助の見通し確実の場合に限り着工する

以上に議 上

四八五 [昭和四六年公立岩瀬病院組合脱退]

議案第二号

公立岩瀬病院組合からの脱退について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二八六条第一項の

規定により、昭和四六年四月一日から公立岩瀬病院組合を脱退するものとする

昭和四六年三月十二日提出

矢吹町長 大木 代 吉

〔町有 昭46「矢吹町會議録」抜粹〕

延 寿 堂 院長 野 木 忠 房
矢吹町大字矢吹字中町
休止

小 針 医 院 院長 小 針 俊 一
矢吹町大字矢吹字曙町八六番地
内科・小兒科・放射線科

三 瓶 医 院 院長 三 瓶 学

矢吹町大字矢吹字中町四〇八番地

外科・皮膚科・泌尿器科・整形外科

病床一四

半 沢 医 院 院長 半 沢 松 雄

矢吹町大字矢吹字曙町六六番地

小兒科・産婦人科

病床一一

松 崎 医 院 院長 松 崎 忠

矢吹町大字矢吹字中町三一一番地

内科・小兒科

伊 藤 医 院 院長 伊 藤 一 清

矢吹町大字中畑字中畑二〇五番地

内科・産婦人科

精神科・神經科・内科

病床二

延 寿 堂 院長 野 木 忠 房

矢吹町大字矢吹字中町

病床一五〇（精神科）

山田医院 院長 山田 英太郎

内科・小兒科・眼科・放射線科

福島県立矢吹病院

矢吹町大字矢吹字滝八幡一〇〇番地

内科・精神科・神経科・歯科

病床三〇八（精神二八八、伝染病二〇）

町立三神診療所 所長 国馬 正三

矢吹町大字三城目字奉行塚一〇五番地

内科

福島ケミコン診療所（従業員のみ）

内科

岩谷歯科医院 院長 岩谷和夫

矢吹町大字矢吹字中町

高久歯科医院 院長 高久 勇

矢吹町大字矢吹字中町四四〇番地

酒井歯科医院 院長 酒井 学

矢吹町大字矢吹字中町三三五番地

吉井歯科医院 院長 吉井欣吾

矢吹町大字矢吹字曙町一九五番地

渡辺歯科医院 院長 渡辺嘉吉

矢吹町大字矢吹字中町三九八番地

斎藤家畜医院 院長 斎藤智徳

矢吹町大字矢吹字小松二八五番地

佐藤家畜医院 院長 佐藤政信

矢吹町大字矢吹字曙町二六八番地

円谷家畜医院 院長 円谷照海

矢吹町大字明神字明神中一一三番地

橋本家畜医院 院長 橋本忠善

矢吹町大字中畠新田字八幡町五六番地

迎家畜医院 院長 迎源清

矢吹町大字中畠新田字新町一六七番地

〔白河保健所・矢吹町役場資料〕

四八七 [福島県立矢吹病院沿革]

沿革

昭和三〇年二月一日 県立矢吹精神病院（病床100床）として開設

昭和三年三月三日 生活保護法による医療機関に指定

昭和三年八月三〇日 生活保護法、健康保険法等による完全看護、

完全給食実施承認

昭和三年二月一日 結核予防法による医療機関に指定

昭和三年六月八日 病棟（二床）、管理診療棟増築

昭和二年 八月三日	矢吹町ほか一ヶ村一部事務組合立隔離病舎	提出者	矢吹町議会議員 近藤毅一
(二〇床)併設		賛成者	矢吹町議会議員 星 信之助
昭和三年 四月三日	病棟(五床)増築	同	根本政治
昭和三年 一月一日	矢吹病院と改称	同	同
昭和三年 五月九日	病棟(五床)増築	同	関根正吾
昭和三年 九月一日	生活保護法、健康保険法等による基準寝具実施承認	渡辺誠	
昭和四年 三月三日	病棟(五床)増築	決議	
昭和四年 三月三日	病棟(五床)増築	ガ	ン追放宣言の町
昭和四年 五月九日	看護婦宿舎(五〇人収容)新築		
昭和四年 六月九日	生活療法棟新築		
現在病床数 五〇床、診療報酬点数表甲表採用			
(昭和四年四月)			

医学の驚異的な進歩した今日不幸にしてガンによる死亡率の高い事は洵に寒心に勘えない。ガン追放の要訣は、早期発見、早期治療にあるといわれている。本町は全国にさきがけ昭和四十七年より町費をもって成人病並びにガン検診を無料で実施し効果を挙げつつあるをもって益々検診の徹底充実を図りガンの追放を期したい。

依つて第一〇五回定例町議会に当り、ここにガン追放宣言の町とする。

右決議する。

〔町有 昭48「矢吹町會議録」抜粋〕

四八八 「昭和四八年ガン追放宣言の町」

決議案第二五号

ガン追放宣言の町について

ガン追放宣言の町として地方自治法第一一二条の規定によりここに提案する。

昭和四十八年三月二十日提出

(2) 衛生

四八九〔昭和三九年上水道事業施行〕

矢吹町上水道事業施行について

矢吹町上水道事業を昭和四十年度より三ヶ年継続として、下記により施行するものとする。

記

一、工事名称	矢吹町上水道布設工事
二、給水区域	大字矢吹 大字中畑新田 大字大和久の二

部

三、工事総額	金一〇五、〇〇〇、〇〇〇円也
四、起債総額	金九〇、〇〇〇、〇〇〇円也
五、入札の方法	二十五年均等償還（内五年据置）
合は、随意契約とする。	指名競争入札、但し予定価格に達しない場合

二十五年均等償還（内五年据置）
指名競争入札、但し予定価格に達
合は、随意契約とする。

合は、随意契約とする。

六、着工予定期月日 昭和四十年四月一日

昭和三十九年九月二十一日提出

矢吹町長 大木代吉

町有
矢吹

矢吹町長 大木代吉

町有 昭39「矢吹町会議録」抜粹

四九〇〔昭和三九年上水道建設特別委員会設置〕

議案第四十八号

ものとする。

記

矢吹町上水道建設調査特別委員会設置について

地方自治法第一一〇条及び矢吹町議会委員会条例第三条の規定により次のとおり設置するものとする。

矢吹町上水道建設に伴う調査研究を目的として委員十一名をもつて組織し昭和三十九年度より建設工事終了年度までとする。

昭和三十九年九月二十一日提出

矢吹町議会議長 富永栄太郎

委員 富永栄太郎 佐久間伊佐三 大沼力雄

吉田義正 内藤武雄 井戸沼俊頼

鈴木チヨ 須藤卓司 遠藤竜三

木戸安太郎 渡辺誠

〔町有昭39「矢吹町會議録」抜粋〕

四九一〔昭和四〇年上水道工事〕

議案第三十号

工事請負契約の締結について

上水道建設工事の請負について、矢吹町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年矢吹町条例第十二号）第二条の規定に基づき次のとおり契約を締結する

ウ 照明設備一式

エ 量水室築造一棟 二四・二平方メートル(七・三)

四九二〔昭和四七年三城目簡易水道施行〕
議案第十九号

坪)

(7) 道路復旧 延長 一四、四六九・三メートル

内 県道砂利道 二、九八九・二メートル

県道舗装道 六〇・〇メートル

町道砂利道 一一、四二〇・一メートル

(8) 貫孔鉄道三カ所 国道二カ所

四、請負契約金額 金一〇〇、二五〇、〇〇〇円

五、請負契約者 東京都中央区西八丁堀二丁目一六番地

神鋼水道建設株式会社

取締役社長 花井嘉夫

六、契約の方法 四名の指名競争入札

四九三〔昭和四〇年西白河地方衛生処理一部事務組合設立〕

西白河地方衛生処理一部事務組合の設立について

地方自治法第二百八十四条第一項の規定により昭和四十一年四月一日から白河市、西郷村、表郷村、東村、泉崎村、中島村、矢吹町、大信村と衛生処理に関する事務を共同処理するため次のとおり規約を定め西白河地方衛生処理一部事務組合を設立する

昭和四十年七月九日提出

矢吹町長 大木代吉

昭和四十年十二月八日提出

〔町有昭40「矢吹町会議録」抜粋〕

福島県西白河郡矢吹町長 大木代吉

矢吹町三城目簡易水道事業施行について
矢吹町三城目簡易水道事業を昭和四十七年度事業として次のとおり施行するものとする

記

一、工事名称 矢吹町三城目簡易水道布設工事

二、給水区域 矢吹町大字三城目、同神田の一部

三、入札方法 指名競争入札

昭和四十七年三月四日提出

矢吹町長 仲西藤次

〔町有昭47「矢吹町会議録」抜粋〕

(1) 日本水道株式会社

(2) 神鋼水道建設株式会社

(3) 浅野工事株式会社

(4) 大平建設工業株式会社

昭和四十年七月九日提出

〔町有昭40「矢吹町会議録」抜粋〕

西白河地方衛生処理一部事務組合規約（案）

（組合の名称）

第一 条 組合の名称は、西白河地方衛生処理一部事務組合

（以下「組合」という）という。

（組合を組織する市町村）

第二 条 組合は、白河市、西郷村、表郷村、東村、泉崎村、

中島村、矢吹町、大信村を以つて組織する。

（組合の共同処理する事務）

第三 条 組合は、し尿消化槽を設置してこれが維持運営を行

ない、し尿処理事務を共同処理する。

（組合事務所の位置）

第四 条 組合事務所の位置は、白河市中町三十六番地白河市

役所内におく。

（組合の議会）

第五 条 組合議員の定数は十六人としつぎの者をもつて組織

する。

（二）組合市町村の長及び議会議長

（三）管理者及び副管理者を選任された組合市町村にあつ

ては、議会議員のうちから選挙された議員一名をもつ

てこれにあてる。

（議員の任期）

第六 条 組合の議員の任期はその市町村の長及び議会の議長並びに議会議員の任期による。

（議員の移動）

第七 条 組合市町村の長は組合議会の議員が定まつたとき、

または議員に異動を生じたときは直ちに管理者に通知しなければならない。

（議会の組織及び選任方法）

第八 条 組合議会は議員のうちから、議長及び副議長一名を選挙しなければならない。

第九 条 議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは副議長

（二）議長及び副議長の任期は議員の任期による。

（二）議長及び副議長とも事故あるとき又は欠けたときは

が議長の職務を行なう。

（二）議長及び副議長の職務を行なわせる。

（三）前項の規定により選挙を行なう場合において、議長の職務を行なう者がいないときは、年長の議員が臨時

に議長の職務を行なう。

（執行機関の組織及び選任方法）

第十 条 組合に管理者及び副管理者二名をおく。

（二）管理者は白河市長を以つてこれに充て、副管理者は

西白河地方町村会長及び西白河地方町村会副会長の職

にあるものを以つてこれに充てる。

第十一條 組合に収入役一人をおく。

(二) 収入役は白河市の収入役を以つてこれに充てる。

第十二条 前二条に定めるものを除くほか、組合に吏員その他

の職員をおく。

(二) 前項の職員は管理者がこれを任免する。

(三) 第一項の職員の定数は条例でこれを定める。

第十三条 組合に監査委員二名をおく。

(一) 監査委員は管理者が組合議会の同意を得て組合議会

の議員及び学識経験を有するもののうちから各々同数

を選出する。

(二) 監査委員は議員のうちから選任されたものに

あっては議員の任期によるものとし、学識経験を有するものから選任された者にあっては三年とする。但し後任者が選任されるまでの間はその職務を行なう。

(経費の支弁方法)

第十四条 組合の経費は組合財産から生ずる収入を以つてこれ

にあて、不足があるときは組合議会の議決を経て第二

条に規定する市町村において分賦する。

(二) 前項の分賦率はつぎのとおりとする。

人 口 割 三〇%

特掃地域人口割 七〇%

附則 この規約は福島県知事の許可のあつた日から施行する。

(二) この規約第十四条第二項の規定は昭和四十三年四月一日より施行する。

〔町有 昭40「矢吹町会議録」抜粹〕

四九四 「昭和四五年西白河地方一部事務組合ゴミ処理開始」

昭和四五年度事務報告

清掃関係

昭和四十五年四月一日から西白河地方一部事務組合によりゴミの収集が西白河郡内を巡回しはじめられた。

矢吹町においては月、水、金曜日は燃焼物を木曜日は不燃焼物を又中烟、三神については不燃焼物については部落の要望があるものから選任された者にあっては三年とする。但し巡回して収集し燃焼物については中烟は水曜日に茨城街道沿を元中烟中学校まで三神は石川街道沿を神田まわり三城目根岸地区まで収集しゴミを衛生的に処理し明るく住みよい町づくりにつとめた。

〔町有 昭46「矢吹町会議録」抜粹〕

(3) 環 境

四九五 「昭和二八年町営火葬場建築工事施行」

議案第二十一号

右建築工事次の通り施行するものとする

矢吹町営矢吹火葬場建築工事施工の件

昭和二十八年三月十二日提出

矢吹町長 大木代吉

一、建築を必要とする理由

本町は西白河郡唯一の町として白河市に次ぐ文化の中心となつて居る関係上町内は勿論対外的にも諸機関の施設や事業完備の要に迫られ小中学校社会事業消防施設の充実を始め公民館高校分校等着々整備し全国大規模国営の開拓事業の推進につれ住民の数も増加の一途をたどり都市計画の編入地区に指定せられましたので近き将来は往時の面目態様を一新せんとする時に際し從来火葬場は町有林野の中にその都度露天に於て行われ防火の見地からも人道上誠に見るに忍び得ざる現状であり完備せる近い火葬場としては何れも白河市、須賀川、石川町に求める外なく町の中心たる西側と大林の新旧墓地も殆んど空地なく後数年にして使用不可能となることを予想せられ現在完備した火葬場が無いので同一墓地の使用を繰り返して居るは町民の等しく

遺憾とする処でありこの際急速に町営火葬場を新しく設立し町内は勿論近郷町村住民の要望に応えんとする。

二、名称及び構造

- (1) 矢吹町営矢吹火葬場
(2) 木造スレート葺平屋建延七十坪

内

火葬場

三十六坪

事務室管理人住宅

二十坪

薪小屋

十四坪

三、工事費及その財源

1 工事費 三百二十二万九千円

内訳

(1)	火葬炉上家工事費	九七一、〇〇〇円
(2)	事務室待合室管理人住宅	四八〇、〇〇〇円
(3)	薪小屋	一六八、〇〇〇円
(4)	整地費	六〇、〇〇〇円
(5)	火葬炉一式	七五四、〇〇〇円
(6)	電灯施設工事	五〇、〇〇〇円
(7)	井戸及雑工事費	二〇〇、〇〇〇円
(8)	敷地買収費	七五、〇〇〇円
(9)	道路工事費	四〇〇、〇〇〇円

(10) 其の他

七〇、〇〇〇円

2 財 源 大蔵省預金部より借入金三百二十二万九千円

附則 この条例は、公布の日から施行する。

を除き町長が定める。

四、工事施行の時期 昭和二十八年度

五、工事施行の方法 競争入札随意契約

附帶決議

1 起債の見通し確実の場合に限り着工する

以 上

〔町有 昭28「矢吹町会議録」抜粋〕

〔町有 昭43「矢吹町会議録」抜粋〕

名 称	位 置	置	火葬炉
矢吹町営火葬場	矢吹町大字大和久字岩崎二三番地二	二基	

別 表

四九六〔昭和四一年町営火葬場条例〕

矢吹町営火葬場条例

(設置)

第一 条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二四

四条第一項の規定に基づき、住民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から火葬場を設置する。

(名称、位置及び火葬炉)

第二 条 火葬場の名称、位置及び火葬炉は別文のとおりとする。

(委任)

第三 条 この条例に定めるもののが火葬場の管理及び運営に關して必要な事項は法令に特別の定めがあるものを除き町長が定める。

名 称	位 置	置	火葬炉
矢吹町営墓地	矢吹町大字大和久字岩崎二三番地二	二基	

四九七〔昭和四四年町営墓地条例〕

矢吹町営墓地条例

(設置)

第一 条 地方自治法（昭和二二年法律第六十七号）第二四四条及び墓地、埋葬等に関する法律（昭和二三年法律第四八号）第一条の規定に基づき墓地を設置経営する。

(名称、位置)

第二 条 墓地の名称、位置は別表のとおりとする。

(委任)

名 称	位 置	置	火葬炉
矢吹町営墓地	矢吹町大字大和久字岩崎二三番地二	二基	

矢吹町町営墓地貸付料条例

(貸付料)

第一条 矢吹町町営墓地の使用についてはこの条例の定める

ところにより貸付料を納めなければならない。

(貸付料の額)

第二条 矢吹町町営墓地貸付料（以下「貸付料」という。）

は一基につき金四万円以内とする。

二 町外居住者に対する貸付料は前項の額の五割増とする。

(貸付料の不還付)

第三条 既納の貸付料は還付しない。

(委任)

第四条 この条例に定めるもののか、貸付料の納入その他

必要事項は町長が定める。

附則 この条例は矢吹町町営墓地条例施行の日から施行する。

〔町有 昭44「矢吹町会議録」抜粋〕

第一条 と場の名称、位置は、別表のとおりとする。
(委任)

第三条 この条例に定めるもののかと場の管理及び運営に
関して必要な事項は、法令に別段の定めがある場合を除き町長が定める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

矢吹町と場条例
矢吹町と場条例を次のように制定するものとする。

昭和四三年三月二日提出

矢吹町長 大木代吉

矢吹町と場条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第二四四条

第一項及びと畜場法（昭和二八年法律第一一四号）第三条の規定に基づき食用に供するために行う獸畜の處理の適正を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、と畜場を設置する。

(名称、位置)

第二条 と場の名称、位置は、別表のとおりとする。

(委任)

第三条 この条例に定めるもののかと場の管理及び運営に
関して必要な事項は、法令に別段の定めがある場合を除き町長が定める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

別表

名 称	位 置
矢吹町と場	矢吹町大字大和久字岩崎二六番地

(注) 昭和四七年三月同条例は廃止されている。

〔町有 昭43「矢吹町会議録」抜粋〕

四九九 「昭和四五年環境保全について事務報告」

公 害 関 係

社会発展の「ひずみ」、高度な文明は遂に公害といふ呼名の副産物を生んでしまいました。法律第一三三号昭和四十二年、この時期に「公害対策基本法」が誕生いたしました。当時はあまり縁の無いものであったのかも知れません、然しながら昨今吾福島県においても「会津のカドミ」「小名浜のシアン」と各地に有害な物質が検出され始めました。公害に関する環境基準、物質の規制基準と、許容限度こそあるにせよ、等しく住民の健康保全を守らねばなりません。だからこそこの法律の基本となるものは「個人の尊重と公共の福祉」「生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める國の義務」とされたのであります。これ等の精神を背景として「福島県公害防止条例」が出来たのであります、矢吹町も昨年公害紛争の事実を認めるに至り、今日又、多少の問題を提起こ

れの適切な指導に一日を費であります。ご承知のとおり公害の定義は難解なものもあり、且又種類も非常に複雑多岐なるものであります。どのような方法をもつて公害を未然に防止する事が出来ましょうか。産業公害、住民生活からの一般公害とこれを指導する「決め手」が困難でもあるのです。

皆さん一緒に環境保全に努力しましょう。

五〇〇 「昭和四七年度公害対策」

公 害 対 策

本町への企業進出、或は工場の増設等が活発に行なわれつつあります。それと同時に企業による公害発生の恐れも多分に考えられることがある。

工場による公害は発生してからでは遅いため、工場の設置或は増設前に町で調査し、或は事業主と協議し公害のない工場の発展に寄与して行くべきと考える。又、町民の事業による公害（家畜による悪臭等）についても当然取り組むべきであると考え矢吹町公害防止条例を制定し、国・県の施策と相まって町としても公害防止に力を注ぐこととした。

公害紛争等の諮問機関として、公害対策審議会を設置した。

置を講じなければならない。

五〇一 [昭和四七年矢吹町公害防止条例]

矢吹町公害防止条例

(目的)

第一条 この条例は、住民の健康で文化的な生活を確保するため法令に特別の定めがある場合を除くほか、町事業者及び住民の公害の防止に関する責務を明らかにするとともに、公害の防止に関する町の施策の基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採^(アマツ)のための土地の掘^(アマツ)さくによるものを除く。）及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴つて生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理等公害を防止するために必要な措

(町の責務)

第四条 町は、国及び県の公害の防止に関する施策とあいまつてこの条例に規定する施策を講ずることにより、良好な生活環境を保全し、よつて住民の健康及び安全を確保するものとする。

(住民の責務)

第五条 住民は、公害を発生させることのないように常に努力なければならない。

二 住民は、町が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(公害の防止に関する施策)

第六条 町長は、おおむね次に掲げる施策を講じ、公害の防止に努めるものとする。

(1) 公害の状況を把握するために必要な監視及び測定に関する事。

(2) 公害を防止するため必要な、都市施設等の整備に関する事。

(3) 公害の防止に資するための緑地の保全。その他自

二 事業者は、町が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

然環境の保護に關すること。

(4) 事業者が行なう公害の防止のための施設の設置、

又は改善に要する資金のあつ旋その他の援助に関するここと。

(5) 事業者及び住民に対する公害の防止についての啓

もうに関するここと。

(苦情等の処理)

第七条 町長は、公害に係る苦情、陳情等について住民の相談に応じ、県及び関係市町村と協力し、その適切な処理に努めるものとする。

(処理計画)

第八条 町長は、事業者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し期限を定めて公害を防止するための処理計画を作成し、及びその提出を命じることができる。

第九条 町長は、次の場合に準用する。

(緊急時の措置)

第六条 第四項の規定は、前項の規定により実施を命じようとする場合に準用する。

第七条 町長は、次の場合に該当するときは関係事業者に対し、ばい煙又は汚水の排出量の減少について協力を求めることができる。

(1) 気象状況の影響により、大気の汚染が著しく人の健康又は生活環境をそこなうおそれがあると認める

三 町長は、第一項の規定により処理計画の提出があつた場合において、当該計画が公害を防止するために十分な計画ではないと認めるときは、矢吹町公害対策審

議会の意見を聞いて、当該計画の変更を命じることができる。

四 町長は、前項の規定により処理計画の変更を命じようとするときは、当該事業者又はその代理人に口頭又は文書で、弁明の機会を与えないなければならない。

五 町長は、事業者が第一項の規定により提出した処理計画又は第三項の規定により変更を命じられた処理計画において定めた措置を講じないときは、矢吹町公害対策審議会の意見を聞いて、当該事業者に対し期限を定めて当該計画において定めた措置の実施を命じることができる。

(2) 異常な渴水その他これに準ずる事由により、水質

の汚濁が著しく人の健康又は生活環境をそこなうおそれがあると認めるとき。

二 事業者は、前項の規定により協力を求められた場合

は、すみやかに、ばい煙又は污水の排出量の減少について適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を町長に報告しなければならない。

(報告事項)

第十一条 事業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは

当該各号に定める事項を、ただちに町長に報告しなければならない。

(1) その者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき、その発生し又は発生するおそれがあると認められる公害の内容及び当該公害の防止のために講じようとする措置の状況

(2) その者の管理する施設について故障、破損その他

の事故が発生した場合において、当該事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められ

るとき、その事故の状況並びにその事故に対する応急の措置の内容及び復旧工事の計画

二 町長は、前号に定めるもののほか、この条例の施行

に必要な限度において、事業者に対し、公害の防止に関する必要な事項の報告を求めることができる。

(立入検査)

第十二条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、そ

の職員をして、公害を発生し、又は発生するおそれがあると認められる事業者の工場又は事業場に立ち入り、その施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

二 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その

身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなればならない。

三 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公害対策審議会)

第十三条 町長の附属機関として、矢吹町公害対策審議会（以下「審議会」という。）をおく。

二 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 公害対策に関する基本的事項

(2) 第八条第三項及び第五項に規定によりその権限に

属させられた事項

(3) 特に重要な公害に係る苦情等の処理に関する事項

三 審議会は、委員十人以内で組織する。

四 委員は、公害の防止に関し、学識経験のある者のうちから町長が任命する。

五 前二項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は規則で定める。

(規則への委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関する必要な事項は規則で定める。

(罰則)

第十四条 第八条第五項の規定による命令に違反した者は、五

〇、〇〇〇円以下の罰金に処する。

二 第八条第一項の規定による命令に違反した者は三〇、〇〇〇円以下の罰金に処する。

第十五条 次の各号の一に該当する率は、一〇、〇〇〇円以下の罰金に処する。

(1) 第十条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、

その法人又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〔町有 昭47「矢吹町会議録」抜粋〕

五〇二「昭和四七年度自然環境保全について」

(1) 自然環境保全

我が町の自然環境は町民の生存の基礎であり、生活の源泉であるが、近年この自然環境が、無秩序な開発等によって損壊されることも予想されるので、自然環境保全法、県で制定した自然環境保全条例の趣旨を理解し、自然保護を進める方策の検討に入った。

〔町有 昭48「矢吹町会議録」抜粋〕

五〇三「昭和四九年自然環境保全地域県指定」

四十九環保第五十三号

昭和四十九年二月八日

区域 別添 区域図のとおりとする

福島県自然環境保全条例に基づく保全

地域の指定について

このことについては昭和四十九年二月七日に開催された福島県自然環境保全審議会自然環境保全部会において別添のとおり答申を得ましたので通知いたします。

なお答申に基づき、近日中に公告の手続を行ないますのでご承知願います。

二、特別地区

当該保全地域の区域に特別地域を指定する。

位置 西白河郡矢吹町大字大和久字赤沢地内

面積 ○・七ヘクタール

三、保全施設

1 保護棚 六箇所
2 標識類 六基

松並木である。

五本松 自然環境保全地域に関する保全計画
一、自然環境の特質及び自然環境の保全に関する基本的な事項
(1) 自然環境の特質

矢吹町と泉崎村にまたがる旧国道四号線（陸羽街道）沿の

道路の両側に樹勢の良い樹齢一五〇～一七〇年に及ぶアカマツが、二五〇本、七〇〇メートルにわたり生育しており、

すぐれた景観を呈している。並木としての生態上また文化的な社会的資産としての価値が高い。

(2) 自然環境の保全に関する基本的な事項

ア 保全地域の位置、区域及び面積

恩賜林自然環境保全地域に関する保全計画
一、自然環境の特質及び自然環境の保全に関する基本的な事項
(1) 自然環境の特質

矢吹町中央部の平坦な耕地の中にある樹林地で、県道矢吹

諏訪山保健保安林の概要

所在地 矢吹町大字須乗字諏訪の前

面積

植生の概説

ヘクタールといふわずかの面積のところに樹木数百年かと思

われる大樹の群落があるのは、県下にもその例を見ないと思われる（特に海拔二〇〇メートル程度の平地において）

構成種は次の通り、() は胸高直径であり、単位 cm

コナラ(五〇)、ハリギリ(七五)、イヌシデ(五五)、コブシ(五〇)、クマ

シデ(■0)、ケヤキ(■0)、ヤマモミジ(■0)、ヤマザクラ(■0)、ウワ

ミズザクラ、アオハダ、ホウ、ミズキ、ウリカエデ、クロモジ、

クリ、ガマズミ、ヤマウルシ、オトコヨウゾメ、ノイバラ、ウグ

イスカグラ、イヌザンショウ、サルトリイバラ、コニシキギ、クマユミ、ニシキギ

ロツバラ、ツリバナ、ムラサキシキブ、ヤマウコギ、ヨツバハ

ギ、ヤマフジ

下草として、特にシデ林の北東部には、ヤマフジ、イヌドウナ
の群生がある。

その他、クズ、ヒカゲスグ、シュンラン、チジミザサ、ヌスピ
トハギ、ノダケ、ギンリョウソウ、キズタ、イワガラミ、ヤブレ
ガサ、イタドリ、ホトトギス、ツルニンジン、ギンラン、ヤマガ
シユウ、ヨツバハギ、ギボウシ、チゴユリ、ワラビ、アケビ、フ

七

植生図
(略)

野生動物及びその生息状態の概説

鳥類 ヒヨドリ、シジュウカラ、カラス、キジバト、モズ、ツ

昆虫類 ルリイトトンボ、アキアカネ、ノシメトンボ、ヒカゲチ

ヨウ、クロヒカゲ、イヌモンジセセリ、オオチャバネヤ

セリ、スジグロチヨウ、モンシロチヨウ、イナズ

〔矢吹町役場保健課文書〕

五〇五〔昭和四五年以降公害発生件数〕

公害苦情處理原因別件數

(注) 矢吹町役場担当係処理件数のみ

[昭45・46・47 事務報告・生活環境係調]

五〇六 [昭和五二年環境水質測定集計]

(はじめに)

昭和四十七年に、町民の健康で文化的な生活を確保するための、町公害防止条例が制定されてから六年、そして公害事務が住民課主管となつてから四年が経過し、その間各種監視測定機器の整備充実がなされ、汚染要因を解明するための諸施策を実施してきたが、今回はその一つとして、水質測定結果をまとめてみまし

た。
「さわやかな田園都市」を目指す資料として役立てば幸いです。

昭和五十三年二月

矢吹町役場住民課

(環境水質測定結果集計)

これは、昭和五十一年度から昭和五十二年度までの二ヶ年間の四河川、二池沼（農業用水溜池）の六水系、十四測点の測定集計である。（但し、測定項目は、測定機器の整備状況により漸次付加されて来たものであること。）

一、総 計

	P	C	O	H	隈戸川	泉川	阿武隈川	阿由里川	小池	大池
O	R	S	D	O	二・五	二・三	二・五	二・〇	一・〇・三	二・七
R	P				七・二	七・一	七・四	七・〇	七・二	七・九
一九・〇	一	三七・一	一	一	一	一	一	一	一	一
一六・〇	一	四四・〇	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇・〇	一	四六・〇	一	一	一	一	一	一	一	一
一八・〇	一	四六・〇	一	一	一	一	一	一	一	一
三〇・〇	一	五〇・〇	一	一	一	一	一	一	一	一
一九・〇	一	五〇・〇	一	一	一	一	一	一	一	一

(PH) 全体的に良い状態であると考えるが大池が少し高い。(DO) いずれも問題とはならない。

(濁度) 大池が高いのは養漁に因るものと考える。

(ORP) 全体的に酸化反応生成物の存在を示している。これらから判断すると阿武隈川は他の河川より反応が高い。

二、水系別集計（略）

〔矢吹町保健課資料抜粋〕

(注) PH（水素イオン濃度） 水の酸分とアルカリ分を表わすもので、PH7を中性、それより数値が大きければアルカリ性、小さければ酸性という。公共用水域の水質環境基準では、河川、湖沼が六・〇～八・五 海域が七・〇～八・三となつてている。

COD（化学的酸素要求量） 水中の汚物を化学的に酸化して無害なものにするために必要な酸化剤に対応する酸素の量で、この数値が小さいほど汚染は少ないと考えてよい。

DO（溶存酸素） 水中に溶けている酸素の量で魚の生息

には最低 5 ppm の DO が必要とされている。

SS (浮遊物質) 粒径 2 ミリ以下で水に溶けないで浮遊している物質で魚介類に付着したり、川底に沈積して流れを悪くしたり腐敗したりする。

ORP (酸化還元電位) 酸化反応生成物の存在を示す。

火元 (放火に依る)

類焼戸数 十三戸

世帯主 十八戸

罹災人員 約一二〇人

損害見積 約二百八十八万円

出場人員 約五〇〇人

出動ボンブ数 十五台

応援消防団名 三神、川崎、信夫、滑津、吉子川、関平、中畑、

小田川、白河、須賀川、鏡石、広戸

五〇七 [昭和二三年水害復旧工事]

議案第四十五号

災害復旧工事施行の件

昭和二十二年九月十五・十六日の水害により左記箇所の橋梁流失したから之が復旧工事を施行するものとする。

昭和二十二年十月十日提出同日議決

矢吹町長 仲 西 正 次

記

一矢吹町大字大和久字行人田地内

雷神橋

決定事項

〔町有 昭22 「矢吹町会議録」 抜粋〕

矢吹町長 仲 西 正 次

議案第二十六号

大和久大火罹災者救済の件

昭和二十三年五月二十五日本町大字大和久地内に発生した大火に依り多数の罹災者発生したので救済するものとする

昭和二十三年五月二十六日提出同日議決

矢吹町長 仲 西 正 次

決定事項

一、見舞金贈呈 一戸につき金千円十九戸分 一万九千円

二、食料、肥料、衣料、建築資材の配給に付万全を期する様手配すること

発

火 昭和二十三年五月二十五日午後十一時三十分

五〇八 [昭和二三年大和久村大火状況と罹災者救済]

〔町有 昭23 「矢吹町会議録」 抜粋〕